

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第27回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議	
開 催 日 時	令和3年7月9日（金）	午後4時00分から 午後4時20分まで
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、尾口消防署長、宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部次長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監、金丸副審議監、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、太田監査委員事務局長 （事務局） <健康づくり課>田中次長、坂田課長補佐、斎藤課長補佐、原田主事（危機管理室）田畑副審議監 （シティ・プロモーション課）星加課長	
会 議 内 容	(1) 埼玉県のまん延防止等重点措置の延長における対応について (2) その他	
会 議 資 料	・第27回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議次第 ・別紙「7月12日以降の対応について」	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法		
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

1 開 会 第27回朝霞市新型コロナウイルス対策本部会議を行うことを報告

2 議 題 富岡市長が本部長となり、議事進行を行った。

(1) 埼玉県のまん延防止等重点措置の延長における対応について

危機管理監より、7月12日以降の国と埼玉県の対応についての報告

1. 国の対応

(1) 緊急事態宣言の発令

適用地域：東京、沖縄（延長）

※東京都においては、酒類の提供する店舗の休業要請又は提供禁止

埼玉県は、まん延防止等重点措置の延長

(2) 期間

令和3年7月12日（月）～8月22日（日）

(3) オリンピックの無観客開催決定

対象地域：東京、埼玉、千葉、神奈川での開催競技

2. 埼玉県の対応

(1) まん延防止等重点措置の継続

区域を限定：さいたま市、川口市

朝霞市、和光市、ふじみ野市は要注意地域（1日当たりの新規陽性者数が増加）

(2) 内容

ア 県民に対して

- ・ 県境をまたぐ移動、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えること
- ・ 不要不急の外出・移動の自粛
- ・ 外出・移動の際は、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的の場所以外に立ち寄らず、直行直帰を徹底

イ 飲食店に対して

原則、酒類の提供自粛

※彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+の認証を受けていることを条件に提供可能

- ・ 措置区域（さいたま市、川口市）
- ・ 措置区域以外（朝霞市等）

飲食店の営業時間短縮 午前5時から午後9時まで

酒類の提供は午前11時から午後8時まで

ただし、4人以下、又は同居家族のみのグループに限定

市長からの注意喚起

朝霞市では、陽性者が増加傾向にあり、職員においても、給食センターでのクラスター、それ以外に関しても陽性者が増えてきている。マニュアル等を再確認し、感染対策を徹底すること。

今後の対応について各部より報告

消防署

- ・まん延防止重点措置の対象区域外であることから通常の勤務、消防訓練を実施する。

市長公室

- ・広報体制について、各課とシティ・プロモーション課との間で、情報共有を徹底する。

総務部

- ・職員に向けて感染対策のメールを送信。
- ・職員（会計年度任用職員も含む）に感染や濃厚接触が疑われる場合、速やかに報告すること。

市民環境部

- ・市民会館、市民センター、斎場については、それぞれの施設で作成したマニュアルを基に感染対策を徹底する。市民会館では、各部屋に空気清浄器を設置し、アクリル板の貸出も行っている。
- ・利用者に対しては、今後もマスク着用や三密の回避などの注意喚起を継続する。

福祉部

- ・福祉施設については、感染対策を講じて通常開所する。
- ・老人福祉センターについては、入浴施設もあることから、利用人数の制限やカラオケの使用を中止する。また、シルバーサロンに関しても、麻雀、囲碁などの三密につながる備品の貸出を中止する。

都市建設部

- ・職員へのチェックシートを用いた健康状態の把握や感染対策を徹底する。

危機管理室

- ・業務継続シートの内容の見直し及び運用マニュアルの作成を各部に依頼。

こども・健康部

- ・保育園、放課後児童クラブ、児童館については、感染対策を講じて通常開所する。
- ・健康増進センターについては、プールの利用人数を制限し、開所する。
- ・ワクチン接種については、7月16日（金）に60歳未満の方に対して、接種券の発送を予定している。また、7月18日（日）からワクチン接種推進室を501、502会議室に移転する。

学校教育部

- ・溝沼学校給食センターについては、最初の陽性者が報告された時点での、濃厚接触者の自宅待機が7月9日（金）までとなっており、7月12日（月）からは出勤可能になるので、感染対策を徹底したうえで、2学期からの給食再開を目指したい。なお、関係する学校については、7月16日（金）までの簡易給食や弁当給食が決定している。

生涯学習部

- ・施設利用者に対して、感染防止対策の周知を強化する。

(2) その他

消防署長より救急搬送の状況について

- ・7月に入ってから4人搬送しており、内訳は、20代が3名、50代が1名となっている。症状については、医師の初期診断であるが、中等症2名、軽症が2名である。また、高齢者の救急搬送については、6月1日（火）が最後となっており、比較的若い世代が多くなっている。

3 閉 会